

日野町議会議員の発言力の強化について（通達）

令和5年3月22日に開催された日野町議会令和5年第2回定例会本会議における討論のなかでの議員の発言内容が、日野町議会議員政治倫理条例に違反する行為であるとして、日野町議会議長あてに審査の請求がありました。

本件については、議長から日野町議会運営委員会に対し、審査の必要性等に関して付議され、同委員会で協議したところ、本件の発言内容は政治倫理の問題という以前に議員の発言力の不足に起因するものであり、審査の必要性は認めないものの、本件に係る不適切発言を行った議員のみならず日野町議会議員全員に発言力の強化を促す必要があるという点で意見が一致しました。

議場における質疑、質問、討論といった発言は、議員の重要な役割のひとつであり、議員は、日頃から発言内容をわかりやすく論理的に整理するとともに的確に相手方に伝えるためのスキルを養っておかなければなりません。

基本的な留意点としては、

- ① 発言内容の裏づけ、根拠を確認しておく。
- ② 倫理・道徳に反する言葉を用いない。
- ③ 発言のロジック（論理、筋道）を組み立てる。
- ④ 主語と述語および目的語は、とくに明確に示す。
- ⑤ 執行側の答弁や他の議員の発言は、しっかり聞いて咀嚼しておく。
（再質問や他議員の発言との重複、他議員の発言の引用に備えて）
- ⑥ 「あれ」「それ」などの代名詞や略語は、客観的に判断できる場合を除いて極力用いない。

などが考えられます。

今後の日野町議会が格式高く運営されるよう、本会議での発言の問題が議会運営委員会に付議されたのを機会に、議員個々で発言力の強化に努めていただくことを通達します。

令和5年(2023年)4月14日

日野町議会議員 各位

日野町議会運営委員会